

市川市ドッグラン利用規定

「市川市ドッグラン」（以下「本施設」という。）は、犬と一緒に遊ぶというだけの施設ではなく、飼い主のマナー向上と、情報交換の場でもあり、その中で正しいしつけ方を身につけていただく施設でもあります。

また、ご利用に際しましては、「市川市ドッグラン利用規定」（以下「本規定」という。）の内容を遵守してください。

なお、本施設内で起こった事故、トラブル等に関して、市では一切の責任を負いません。

（会員）

1. 本規定に従い、登録された飼い主（以下「会員」という。）とその犬に限り、本施設を利用できるものとする。
2. 会員はその家族については同伴させ、本施設を利用することができる。
3. 会員の登録期間は、8月1日から翌年7月31日（この日が、日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この項において「休日等」という。）に当たるときは、これらの日前においてこれらの日に最も近い当該休日等以外の日とする。）までの1年間とする。ただし、8月1日を越えて登録された会員は、翌年の7月31日までとする。

（会員資格）

4. 会員は市川市に住民登録をしていること。
5. 会員は以下の条件を満たしていること。
 - a 市川市に畜犬登録又はマイクロチップ情報登録（環境省データベース）している犬と、その飼い主であること。
※ 飼い主が18歳未満の場合は、同一世帯内の18歳以上の家族を会員とする。
 - b 申請日において1年以内に狂犬病予防注射を受け、狂犬病予防注射済票の交付を受けていること。
 - c 申請日において1年以内に5種以上の伝染病予防混合ワクチンの接種を受け、接種済証明書等の提示が出来ること。ただし、次回の接種時期について獣医師の指示がある場合には、申請日において直近に接種した5種以上の伝染病予防混合ワクチンが有効期間内であることおよび、それが確認できる接種済証明書等の提示ができること。
 - d 狂犬病予防法及び千葉県動物の愛護及び管理に関する条例など関係法規を遵守していること。
 - e 本施設の維持及び管理運営に協力できること。
6. 闘犬目的の犬や、その類の犬種、日常的に噛み癖がある犬については登録対象外とする。

（会員登録）

7. 本施設の会員登録は、本規定の内容を理解したうえで、下記書類または市川市公式ホームページ内の所定のフォームにより申請する。
 - a 市川市ドッグラン会員登録申請書兼誓約書（様式第1号）

- b 1年以内の5種以上混合ワクチン接種証明書（写し）または、次回の接種時期について獣医師の指示がある場合には、直近に接種した5種以上混合ワクチンが有効期間内であることが確認できる接種証明書（写し）

- 8. 利用規定を順守する者に限り、「市川市ドッグラン会員登録証」（以下、「会員証」という。）の交付を受けられるものとする。
- 9. 次年度については、新たに登録申請を行うこととする。
- 10. 会員証を紛失した場合は、会員登録証紛失届および再交付申請書（様式第2号）により、すみやかに届け出るものとする。

（利用方法）

- 11. 自らの責任において利用すること。本施設内で生じた、事故・怪我・悪天候時の利用等による病気・その他会員同士のトラブルへの対処も同様とする。その際、市への報告は必ず行うこと。
- 12. 本施設内の門扉は常に施錠しておくこと。入退場時は速やかに開閉し、必ず施錠確認を行うこと。
- 13. 会員証は、利用中常に携帯して、他の利用者が確認できる状態にしておくこと。
- 14. 受付簿に必要事項を記載してから利用すること。
- 15. 犬をドッグランの雰囲気になじませてからリードを外すこと。常に犬から目を離さず、必ずそばにいて他の犬や利用者の迷惑とならないようにすること。リードを離せるのは会員1人につき1頭のみとする。
- 16. 本施設に持ち込める私物は、犬の遊び道具として使用する野球ボール程度の大きさで柔らかい物のみとし、自らで管理し、必ず持ち帰ること。
- 17. 新たな利用者が来場された場合は、入場中のすべての利用者は犬を一旦リードにつなぐこと。また、新たに入場される方は、入場中の利用者に対して入場する旨を告げ、本施設内の犬がすべてリードにつながれたことを確認してから入場すること。
- 18. 犬同士の喧嘩などが予想される場合は、リードを外さず、子犬や小型犬がいる場合は特に注意すること。
- 19. 本施設内において犬が人を噛んだ時は、法令に基づき必ず市川健康福祉センター（市川保健所）に届け出ること。
- 20. 本施設以外の場所にはいかなる理由でも立ち入らないこと。
- 21. 糞及びゴミは必ず持ち帰ること。

（利用日）

- 22. 毎年8月1日より翌年7月31日までとする。但し、年末年始（市役所閉庁日）及び本施設、関連施設の清掃・点検等を行う際は休場とする。

（利用時間）

- 23. 本施設の利用時間は以下のとおりとする。なお下記の期間については、利用時間を延長できるものとする。
 - ・午前9時から午後5時ただし、季節（日照時間含）により、上記利用時間を超えて利用することができるものとする。また、イベント等により貸し切りとすることもあるものとする。

（利用の休止等）

24. 市は、イベント開催等により本施設を休場又は利用制限することができる。なお、イベント開催時に本施設を利用する場合、会員以外も利用できるものとする。

(自主管理)

25. 本施設の管理については、自主管理方式とし、会員登録した利用者自らが施設の施錠、施設内の草刈り、清掃等を行うものとする。

(会員登録の取り消し)

26. 本施設利用時において以下の禁止事項に該当する場合は、登録の取り消し、または利用停止ができるものとする。

- a 虚偽による利用登録の申請。
- b 会員証の貸し借り及び譲渡。
- c 利用時間外の本施設への入場。
- d 病氣中または、発情期間中の犬の本施設利用。
- e 犬以外のペットを連れての入場。
- f 本施設内における飲食、喫煙及び火気の使用。
- g ドッグラン及び駐車場以外への立ち入り行為。
- h 駐車スペース以外への車の乗り入れ及び駐停車。
- i 競技（スポーツ）及びその練習を目的とする行為。
- j 他の利用者に対する迷惑行為。
- k 公の秩序、及び善良な風俗を害する恐れがある行為。
- l 営利を目的とする行為。
- m 宗教的活動または政治的活動などを目的とする行為。
- n その他、本利用規定に違反する行為。

(登録内容の変更)

27. 登録内容に変更があった場合は、登録内容変更届（様式第3号）により速やかに届け出るものとする。

(退会)

28. 利用期間内に退会する場合は退会届（様式第4号）に会員証を添えて速やかに届け出るものとする。

(規定の改正)

29. 本規定は、必要とされる場合には、改正できるものとする。

(備考)

30. 令和6年度に登録した会員は、令和7年7月31日まで登録を延長するものとする。